秋田県訓令第三号

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

庁中一般
各地方機関

秋田県知事　佐竹敬久

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第二条、第三条関係） 種類 書体 形式 寸法 公印保管責任者 略 略 略 略 略 知事印（火薬類取締用） 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課長 略 略 略 略 略 備考 略	別表（第二条、第三条関係） 種類 書体 形式 寸法 公印保管責任者 略 略 略 略 略 知事印（火薬類取締用） 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略 産業労働部資源エネルギー産業課長 略 略 略 略 略 備考 略

附　則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。